

事務連絡  
平成30年1月25日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成30年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成30年度の国の予算につきましては、平成29年12月22日、閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成30年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局  
財政課財政計画係 赤坂  
電話 03-5253-5612

(別 紙)

## 第1 国の予算等

政府は、平成29年12月8日に「平成30年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月19日に「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月22日、平成30年度予算政府案（別添資料第3）を閣議決定した。

1 平成30年度予算は、「平成30年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

### (1) 基本的考え方

- ① 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成27年10月からはアベノミクスの第2ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ）を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。
- ② これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつある。
- ③ 他方、経済の先行きについては、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。
- ④ また、我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- ⑤ 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指す。このため、「生産性革命」と「人づく

り革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を推進するとともに、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を併せて示す。

- ⑥ 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

- ⑦ 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。

## (2) 予算の編成についての考え方

- ① 平成30年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

② 誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、一億総活躍社会実現の取組を加速する。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。

③ 平成30年度予算は、「経済・財政再生計画」（「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）第3章）における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

④ 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換する考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、地方公共団体も含めた「見える化」の徹底・拡大や優良事例の全国展開に取り組む。また、PDCAサイクル（計画（Plan）－実施（Do）－点検・評価（Check）－施策の改善（Action）のサイクル）の実効性を高めるため、証拠に基づく政策立案（EBPM, Evidence-based Policymaking）の視点を踏まえ、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

2 このような方針に基づいて編成された平成30年度の一般会計予算の規模は、97兆7,128億円（前年度比2,581億円、0.3%増）で、基礎的

財政収支対象経費は7兆4,108億円（前年度比4,846億円、0.7%増）となっている。

財政投融资計画の規模は、1兆4,631億円（前年度比6,651億円、4.4%減）となっている。

また、「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成30年度の国内総生産は5兆64.3兆円程度、名目成長率は2.5%程度、実質成長率は1.8%程度となるものと見込まれている。

## 第2 地方財政対策

### 1 通常収支分

平成30年度においては、地方が子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

#### (1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比し356億円、0.1%増の6兆1,159億円と、平成29年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

#### (2) 財源不足とその補填措置

平成30年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増加が見込まれるとともに、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、6兆1,783億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来23年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成29年度に講じた平成31年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算（臨時財政対策特例加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年

法律第109号)第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

上記の考え方にに基づき、平成30年度の財源不足額6兆1,783億円のうち、折半対象以外の財源不足額については、

ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債(財源対策債)の増発 7,900億円

イ 地方交付税の増額 1兆2,362億円

(ア)平成28年度国税決算精算分の繰延べ(平成34年度から平成38年度までの各年度において449億円ずつ精算)

2,245億円

(イ)平成29年度以前の地方財政対策等に基づき地方交付税法の定めるところにより平成30年度に加算することとされている額(以下「既往法定分」という。)等の交付税特別会計への繰入れ

5,367億円

(ウ)交付税特別会計剰余金の活用 750億円

(エ)地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

4,000億円

ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 3兆8,210億円

により補填することとした。その上で、これらを除く、3,311億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。その他の留意点は以下のとおりである。

- ① 国の一般会計からの既往法定分等の加算額5,367億円の内訳は、地方交付税法附則第4条の2第2項(公共事業等臨時特例債の利子負担額等)に基づく加算額3,367億円及び投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額2兆9,224億円のうち2,000億円であること。

② 折半対象財源不足額（3,311億円）のうち国負担分1,655億円については、臨時財政対策特例加算により補填措置を講じることとしていること。

③ 平成30年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（1,655億円）に、次のアからオまでに掲げる額の合算額（3兆8,210億円）を加えた3兆9,865億円とすることとしていること。

ア 平成13年度以降に発行された既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額等	3兆3,801億円
イ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額	804億円
ウ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額（かい離是正分加算2,000億円を控除した額）	2,000億円
エ 地方交付税法附則第4条の2第3項等に基づき平成30年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額	2,355億円
オ 交付税特別会計剰余金の活用による臨時財政対策債の縮減額	△750億円

### (3) 地方交付税の総額

平成30年度の地方交付税の総額は1兆6,855億円（前年度比3,213億円、2.0%減）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計	1兆5,606億円
ア 地方交付税の法定率分	1兆4,583億円
（ア）所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	1兆4,938億円
（イ）国税減額補正精算分（平成20、21、28年度）	△2,355億円
イ 一般会計における加算措置	7,022億円
（ア）折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）	5,367億円
（イ）臨時財政対策特例加算	1,655億円

② 特別会計	6, 479 億円
ア 地方法人税の法定率分	6, 533 億円
イ 交付税特別会計借入金償還額	△4, 000 億円
ウ 交付税特別会計借入金支払利子	△804 億円
エ 交付税特別会計剰余金の活用	750 億円
オ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4, 000 億円

(4) まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、前年度同額の1兆円を計上することとしている。

(5) 地方財政の健全化

地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- ① 臨時財政対策債の発行額について、概算要求時点で見込まれた4兆5, 674億円（前年度比5, 222億円の増）を可能な限り抑制し、3兆9, 865億円（前年度比587億円の減）としていること。
- ② 交付税特別会計借入金について、償還計画どおり4, 000億円を償還することとしていること。
- ③ 危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、地域経済基盤強化・雇用等対策費（歳出特別枠、前年度計上額1, 950億円）について、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を確保（1, 950億円）した上で、廃止することとしていること。

(6) 地方税制改正

平成30年度地方税制改正においては、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しを行うほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等の税制上の措置を講じることとしている。また、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）



の創設を決定している。

## (7) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成30年度地方財政計画ベース）は8兆6千900億円程度（前年度比2,800億円程度、0.3%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は7兆1千2700億円程度（前年度比6,400億円程度、0.9%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は6兆2千1159億円（前年度比356億円、0.1%増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額（交付団体ベース）は6兆2千759億円（前年度比56億円、0.0%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は10.6%程度（前年度10.6%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成30年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は1兆9千2311億円（前年度末1兆9千45141億円、前年度比2兆4,830億円減）となる見込みである。

## 2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、平成28年度からの復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

### (1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成30年度地方財政計画ベース）は1兆1,100億円程度となる見込みである。

また、復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等を措置することとしている。

- ① 直轄・補助事業に係る地方負担分（公営企業債及び公営住宅建設事業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（第5の1(1)④において「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）
- ② 地方単独事業分
  - ア 単独災害復旧事業に係る経費
  - イ 「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費等
- ③ 東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講じる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分
  - ア 「地方税法」（昭和25年法律第226号）等に基づく特例措置分
  - イ 条例減免分
  - ウ 「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）及び「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）（以下「復興特区法等」という。）に基づく特例措置分

## (2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（平成30年度地方財政計画ベース）は、1,035億円となる見込みである。

## 第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 平成30年度の国内総生産の成長率は、名目2.5%程度、実質1.8%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「経済・財政再生計画」及び「経済財政再生計画改革工程表2017改定版」（平成29年12月21日経済財政諮問会議）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。

特に、住民サービスの向上に直結する窓口業務については、業務改革モデルプロジェクトを平成30年度においても実施するとともに、成果を横展開することとしている。また、平成29年6月に「地方自治法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第54号）において「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）が改正されたことにより地方独立行政法人の業務に窓口関連業務が追加され、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の事務の委託が可能となった。さらに、平成29年度内に標準委託仕様書を作成することとしており、これらの積極的な活用等により、窓口業務の民間委託等の推進に努めること。

(2) 地方公共団体におけるクラウドの導入については、各地方公共団体においてクラウド導入等に関する計画を策定するよう要請したところであり（「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップの公表とクラウド導入等に関する計画の策定について」（平成29年11月9日付け総務省大臣官房地域力創造審議官通知））、同計画を踏まえて、業務システムへのクラウド導入等を着実に進めること。なお、計画の策定状況を総務省で取りまとめの上、公表することとしていること。

(3) マイナンバー制度については、情報連携の本格運用の着実な実施、マイナンバーカードの取得促進及び利活用の推進、マイナポータルにおける子育てワンストップサービスの実施、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入促進等並びに制度の周知・広報に積極的に取り組み、住民の利便性向上及び行政の業務効率化向上に努めること。

(4) トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルと

なるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組)について、平成30年度においては、平成28年度又は平成29年度から導入した18業務について、段階的な反映における2年目又は3年目の見直しを実施することとしているとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしていること。

また、地方財政計画においては、トップランナー方式に着目した減額は行わないこととしており、平成30年度においては、新たに470億円程度の影響額(基準財政需要額の減)が生じることが見込まれているが、これについては、地域課題等に対応するための地方単独事業に要する経費の増に充当することとしていること。

(5) 「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成30年度においては、段階的な反映における2年目の見直しを実施することとしていること。

(6) 公営企業については、事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討並びに経営戦略の策定を通じた経営基盤強化等の取組を推進するとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や管理者の設置の有無等の記載を追加した経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

特に、抜本的な改革のうち広域化等の推進については、各地方公共団体における検討及び取組状況のフォローアップ等を実施することとしていること。また、経営戦略については、平成30年度までの集中改革期間において、その策定を集中的に推進することとしていること。

このほか、第三セクター及び地方公社については、財政的リスク等の調査・公表等により、経営健全化の取組を推進することとしていること。特に、財政的リスクの高い第三セクター及び地方公社については、地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進することとしていること。

- 3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。
- (1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。
  - (2) 能力・実績に基づく人事管理については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）第23条等の趣旨を踏まえ、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成26年8月15日付け総務省自治行政局長通知）に留意の上、一般職の職員を対象として給与等の処遇へ反映するなど、人事評価を適切に活用すること。
  - (3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成29年11月17日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。
    - ① 地域ごとの民間賃金の水準のよりの確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し等、国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえた給与制度の見直しを引き続き推進すること。
    - ② 地域手当については、上記①において給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。
    - ③ 扶養手当について、国においては平成29年度以降、段階的に配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げるなどの見直しを行うこととされている。各地方公共団体においても国の見直しの趣旨を踏まえ、適切に対処すること。
    - ④ 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講じること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。
    - ⑤ 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額を増加額の縮減措置

を講じていない団体及び平成18年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない団体については、必要な措置を講じること。

- ⑥ 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
  - ⑦ 地方公務員法においては、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。これを踏まえ、特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せずに一律に行うなどの不適正な運用がある場合には、速やかな是正を図ること。
  - ⑧ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
- (4) 退職手当については、国においては平成30年1月1日から支給水準の引下げを行ったところであり、各地方公共団体においても国の退職手当制度の改正に準じて適切な措置を講じること。その際、平成25年の退職手当の支給水準の引下げ時に、いわゆる「駆け込み退職」とされる事例が生じたことを踏まえ、行政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- (5) 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。
- (6) 地方公務員の臨時・非常勤職員については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成32年4月1日から施行されることを踏まえ、引き続き臨時・非常勤職員の実態把握に努めるとともに、新たに制度化された会計年度任用職員の任用や勤務条件等を確定するなど、改正法の施行に向けた事務処理を遺漏なく進めること。
- (7) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、積極的に事業の実施状況等の公表を行うこと。

4 「新しい経済政策パッケージ」では、「人づくり革命」として、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の処遇改善等の施策を推進することとされているが、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 幼児教育の無償化について、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、平成30年夏までに結論を出すこととされていること。

また、高等教育の無償化について、具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、平成30年夏までに一定の結論を得ることとされていること。

(2) 施策を推進するための安定財源として、平成31年10月に予定される消費税率（国・地方）10%への引上げによる増収分のうち1.7兆円程度を、幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てることとされていること。

また、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額し、平成30年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に充てることとされていること。

なお、平成30年度における「子育て安心プラン」の実現に必要な保育の運営費のうち、3歳～5歳児相当分に係る地方負担等（81億円）については、地方交付税措置を講じることとしていること。

5 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、策定した公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の公共施設等の今後の在り方を十分に検討の上、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進めるとともに、両計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

また、公共施設等総合管理計画について、個別施設計画策定の際の点検・

診断等により得られた施設の現状、対策費用等や固定資産台帳から得られる情報を反映し、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通し等を精緻化するなど、不断の見直しによる充実化を図るとともに、充当可能な財源として地方債や基金等を的確に見込み、計画的に活用することで、適時適切な対策に努めていただきたい。なお、これらについて、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日）を平成29年度中に改訂し、別途通知することとしているので、ご留意いただきたい。

これに関し、現行の「公共施設等適正管理推進事業費」（平成29年度計上額3,500億円）について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充した上で、4,800億円（前年度比1,300億円増）を計上している。

あわせて、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に推進できるよう、長寿命化、転用、立地適正化及びユニバーサルデザイン化事業について、財政力に応じて地方債の元利償還金に対する交付税措置率を引き上げることとしている。

6 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、平成30年度は5,000億円（前年度同額）を計上している。

7 地方財政計画の歳出に「重点課題対応分」を2,500億円計上することとし、次の経費について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 自治体情報システム構造改革推進事業

- ① 自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備、データ移行作業等に係る経費。
- ② 住民情報の流出防止の徹底やL G W A N接続系とインターネット接続系の分割等所要のセキュリティ対策、自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費。
- ③ マイナンバーの付番等に用いる住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び情報連携に必要となる中間サーバー・団体内統合宛名システムの運用に係る経費。
- ④ 統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる地方公会



計システムの運用に係る経費。

⑤ デジタル化した消防救急無線のシステム運用に係る経費。

(2) 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進

地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織の設立や運営に係る経費。

また、高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等の地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組に係る経費。

(3) 森林吸収源対策等の推進

森林整備に必要な基礎情報を記載した林地台帳の整備、森林の所有者の確定・境界の明確化、林業の担い手対策等の森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に係る経費。

8 平成30年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講じることとされており、その地方負担（7, 102億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

① 子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図ること。（3, 541億円）

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

② 児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ること。（208億円）

(2) 医療・介護

① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。（医療分311億円、介護分241億円）

② 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実・強化を図ること。（217億円）

9 平成28年度に創設された「地方創生推進交付金」については、対象事業

の要件の緩和等制度の改善が図られている。また、産官学が連携し、地域の中核的な産業の振興や専門人材の育成などを行う取組のうち、地方創生に資する優れた取組を支援する「地方大学・地域産業創生事業（仮称）」（100億円）が創設された。これらに係る事業の地方負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講じることとしている。

10 産学金官（産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体）の連携により、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」については、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象とするなど、制度の改善を図るとともに、その推進に要する経費について特別交付税措置を講じることとしている。また、バイオマス等の地域資源を活用して地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講じるとともに、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「ふるさとワーキングホリデー」及び「お試しサテライトオフィス」に要する経費について特別交付税措置を講じることとしている。

11 「ふるさと納税を活用した地域における起業支援及び地域への移住・定住の推進について」（平成29年10月27日付け総務省地域力創造グループ地域政策課長・自治税務局市町村税課長通知）に基づき、「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を推進するなど、創意工夫にあふれたふるさと納税の取組を一層進めていただきたい。

また、「ふるさと移住交流促進プロジェクト」について、寄附者等への移住・定住対策の取組に対して引き続き特別交付税措置を講じるとともに、「ふるさと起業家支援プロジェクト」について、ふるさと納税に上乘せして行う補助等に対して特別交付税措置を講じることとしている。

12 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、地方財政措置を講じることとしている。

13 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援する

ため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、地方財政措置を講じることとしている。

- 14 地方版総合戦略に基づき、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するための基金造成を行う場合及び地方公共団体と国公立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組を行う場合に、これらに要する経費について、特別交付税措置を講じることとしている。

各地方公共団体において、人口減少克服や地方創生に取り組む際には、地方大学の活性化も重要な取組であるので、これらの財政措置を活用し、精力的に取り組んでいただきたい。特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む役割が期待されており、その活性化に積極的に取り組んでいただきたい。

- 15 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

(1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。

(2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金については、将来負担比率に算入されており、各地方公共団体においては、自らの財政状況について、より精緻な情報開示を行い、議会や住民に対し説明責任を適切に果たされたいこと。

また、第三セクター等が経営破たんした場合に財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、必要な見直しを行うこと。なかでも、出納整理期間の趣旨に反したものについては、特に見直しを図ること。

(3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

(4) 公営企業については、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、厳しさを増す現下の経営環境の中においても、必要な住民サービスを安定的に継続できるよう努めること。

そのため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知）も踏まえて、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを通じて、効率化・経営健全化の推進に取り組むこと。

- (5) 第三セクター及び地方公社については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等を踏まえ、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター及び地方公社について抜本的改革を含む効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立の推進に取り組むこと。なお、財政的なリスクの高い第三セクター及び地方公社と関係を有する地方公共団体については、財政的なリスクの計画的な解消に向けて、そのリスクの要因分析や解消方策等を内容とする経営健全化のための方針の策定・公表に関し、別途通知することとしているので、ご留意いただきたい。

- 16 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。また、基金の考え方・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等については、平成29年度に実施した「基金の積立状況等に関する調査」の内容を参考に、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。
- (2) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実に行うとともに、

住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月23日）に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

- 17 地方公会計については、平成29年度までに統一的な基準による財務書類等が各地方公共団体において概ね作成されることから、今後は整備した財務書類及び固定資産台帳を分かりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に積極的に活用していただきたい。そのため、総務省に設置している「地方公会計の活用の促進に関する研究会」における検討を踏まえ、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」中の「財務書類等活用の手引き」等の充実を予定しているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成等に要する一定の経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 18 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計の整備により得られる指標等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。
- 19 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づき、適正な予定価格の設定など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。また「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されたことを踏まえ、本ガイドラインの策定の趣旨や内容を十分にご理解いただき、適正な工期設定や施工時期の平準化、社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保等について、取組の強化にご留意いただきたい。

また、都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）において、当該区域の実情に応じた施

策を策定、実施する責務を有しており、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月9日閣議決定）を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めることとされていることから、同法の趣旨を踏まえ、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

20 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、歳出改革の重点分野である社会保障の中でも重要な取組であることから、「医療法」（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業（支援）計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地域医療構想の実現に向けて、介護療養病床等については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により新たな介護保険施設として新設される介護医療院及び在宅医療等への転換を推進することとされていること。

(2) 重症化予防並びに介護の自立支援及び重度化防止の取組等について、国において、地方公共団体による取組の好事例の全国展開を推進することとされていること。

21 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるが、新制度の円滑な運営ができるよう、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 平成30年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講じることとしていること。

① 「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、次のとおり国民健康保険への

財政支援を行うこととされていること。

ア 保険者努力支援制度等の実施のために必要となる1,697億円（全額国費）が確保されていること。

イ 平成32年度末までに積増しを行うこととされていた財政安定化基金については、300億円（全額国費）を積み増し、2,000億円が確保されていること。

② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,469億円）について、地方交付税措置を講じることとしていること。

③ 以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

ア 保険料軽減制度（4,494億円（都道府県3/4、市町村1/4））

イ 保険者支援制度（2,598億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

ウ 高額医療費負担金（3,683億円（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2））

エ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

(2) 予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブについては、平成30年度から保険者努力支援制度が創設され、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」（667億円（全額国費））を交付することとされていること。

また、普通調整交付金について、平成30年度の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討し、結論を得ることとされていること。

(3) 子ども医療費助成について、全ての市町村が未就学児までは何らかの措置を実施している実態等を踏まえ、一億総活躍社会の実現に向け、地方公

共団体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする助成については、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を行わないこととされていること。

22 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 保険料軽減制度（3,089億円（都道府県3/4、市町村1/4））

(2) 高額医療費負担金（3,100億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））

(3) 財政安定化基金（193億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3））

また、保険料軽減特例措置については、「今後の社会保障改革の実施について」により、低所得者の所得割（現行2割軽減）について、平成30年4月に軽減特例措置を廃止するとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割（現行7割軽減）について、平成30年4月に5割軽減とし、平成31年4月に軽減特例措置を廃止することとされている。

23 介護保険制度における自立支援・重度化防止等の取組の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブについては、平成30年度から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、これらの取組に係る客観的な評価指標による「保険者機能強化推進交付金」（200億円（全額国費））を交付することとされている。また、第8期の介護保険事業（支援）計画期間における調整交付金の活用方策について、第7期の介護保険事業（支援）計画期間中に検討し、結論を得ることとされている。

24 生活保護制度については、生活保護基準を平成30年10月から3年間で段階的に見直すとともに、後発医薬品の使用の原則化を含む医療扶助の適正化や生活保護世帯における大学等への進学者への支援の実施など制度の見直しを行うこととされている。生活困窮者自立支援制度については、自立相談支援事業、家計相談支援事業及び就労準備支援事業を併せて実施する地方公共団体への支援の強化や、子どもの学習支援事業の充実を図ることとされている。



る。

また、生活保護世帯数の増加を踏まえ、生活保護担当現業員の地方交付税措置について、道府県の標準団体に1名増員することとしている。

25 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉司の地方交付税措置について、平成28年度及び平成29年度の2年間で道府県の標準団体に5名増員したことに加え、更に1名増員することとしている。

26 「小学校学習指導要領」（平成29年3月31日文科科学省告示第63号）等の実施に対応した「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」（平成30年度～平成34年度）が策定されたことに伴い、同計画に基づく学校における情報機器等の整備に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

27 通常国会に提出される予定である「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」に基づき、地域における文化財の保存を図りつつ、観光資源等としての積極的な活用を推進するため、地方公共団体が行う文化財の保存・活用に要する経費について、地方財政措置を講じることとしている。

28 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。

(1) 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）及び「消防団への加入促進に向けた取組について」

（平成29年7月28日付け消防庁次長通知）を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実など消防団を中核とした地域防災力の充実強化にご配慮いただきたいこと。

このため、報酬・出動手当、安全確保装備、活動用資機材及び消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備、入団促進及び消防団員の確保並びに新規加入団員の準中型免許取得に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

また、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等

に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、市町村が行う消防広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時的に増加する経費のほか、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防用車両等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

- (3) 複数の消防本部が共同で策定した計画に基づき、当該複数の消防本部が共同で実施する高機能消防指令センターの整備・改修に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。
- (4) 災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、災害時に災害対策の拠点となる庁舎や指定避難所をはじめとした公共施設等の耐震化に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象とすることとしており、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築に要する経費についても対象としていること。

また、地域防災計画の見直し、非常用物資の購入、広域的な防災体制の充実及び避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (5) 熊本地震等の災害を教訓として、避難所の環境整備や被害情報等の一元的な把握を図るため、指定避難所における空調設備及びW i - F i 等、被災者関連機能等を有する防災情報システム並びに災害時オペレーションシステムの整備に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。
- (6) 東日本大震災を教訓として、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能強化を図るため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第50条の規定により市町村が無償で使用している国有の消防用車両及び資機材の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (7) 地震や水害等の重大な自然災害が発生した際に、住民に緊急情報を迅速かつ確実に提供するため、J - A L E R T の新型受信機の導入・情報伝達

手段の多重化（J－A L E R Tと連携する情報伝達手段の追加）に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(8) 糸魚川市大規模火災を教訓として、火災防ぎょ計画に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域において、消防水利重点整備計画に基づいて実施される消防水利施設の整備について、地方財政措置を拡充することとしていること。

29 「地域IoT実装推進ロードマップ」に基づき、実証から実装段階に移った農林水産業、防災又は教育等の国民の生活に身近な分野におけるICT/IoTの活用促進モデルを横展開するため、国庫補助事業（地域IoT実装推進事業）と連携して、地方単独事業として実施するIoTの地域実装に要する経費について、特別交付税措置を講じることとしている。

30 「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議において、地方公共団体が実施する「明治150年」関連施策として登録された事業のうち、「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」及び「明治の精神に学び、更に飛躍する国へ向けた施策」に関連する事業並びにその事前準備等に係る事業について、特別交付税措置を講じることとしている。

31 「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」（平成29年法律第20号）の施行後においても、「種苗法」（平成10年法律第83号）等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講じることとしている。

32 地方公共団体が「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して処理するもののうち、海岸に漂着した木造船等であって朝鮮半島からのものと思料されるものを処理する際の経費については、国庫補助率の引上げにあわせ、その地方負担の全額を特別交付税により措置することとしている。

33 市町村合併、地域情報化推進事業、地方への移住・交流の推進、地域おこし協力隊、中小企業金融対策、消費者行政費、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、新型インフルエンザ対策、肝炎対策、がん検診、地域医療提供体制の確保、教育教材の整備、学校図書館の図書整備、地域の人材力

活性化等については、引き続き、地方財政措置を講じることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) ラグビーワールドカップ2019に向け、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体が行う、公認キャンプの受入や住民と選手との交流等に要する経費について、特別交付税措置を講じることとしていること。また、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体であって、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、ラグビーワールドカップ2019の試合や公認キャンプで活用する既存のスポーツ施設を国際基準に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。
  - (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、同大会の競技会場が所在し、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、同大会の競技に活用する既存のスポーツ施設を、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が求める要件に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。
  - (3) 都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業等やドクターヘリ及びへき地巡回診療ヘリの運航に係る国庫補助事業の地方負担について、特別交付税措置を講じることとしていること。
- 34 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、地方財政法及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成30年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。
- 35 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として厳しい経営状況にある。
- 各施行団体にあっては、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り方に関する検討についてご留意いただきたい。

引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしている。

36 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」（平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定）において、実効性のある優先的検討の推進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

37 東日本大震災の被災団体等が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策については、「東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策5か年事業」（平成28年度～平成32年度）に該当する経費に対して、次のとおり措置を講じることとしている。

(1) 東日本大震災の被災団体等の職員及び東日本大震災の被災団体等に現に派遣されている職員に係る経費について、震災復興特別交付税を措置することとしていること。

(2) 東日本大震災の被災団体等に派遣され、当該派遣が終了し所属団体の職務に復帰した職員に係る経費について、特別交付税措置を講じることとしていること。

38 地方消費税の清算基準について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、次のとおり見直しを行い、平成30年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしている。

(1) 消費に相当する額のうち、小売年間販売額について、現行の額から、商業統計の「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」による「年間商品販売額」の欄の額を除外すること。ただし、「百貨店」、「衣料品

専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、別途除外される「インターネット販売」等との二重除外が生じないよう所要の措置を講じること。

(2) 消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について、現行の額から、経済センサス活動調査の「建物売買業、土地売買業」（「土地売買業」を除く。）、「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」（「土地賃貸業」を除く。）、「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。）の欄の額を除外すること。

(3) 消費に相当する額に対して、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額が占めるウェイトを75%から50%に、人口が占めるウェイトを17.5%から50%に、それぞれ変更すること。

39 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

なお、引き続き、決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

(2) 地方消費税率の引上げに関する広報等

消費税率（国・地方）の引上げ等の社会保障と税の一体改革については、その意義や必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う対応などについて、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。また、消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定

されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であり、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き積極的に取り組んでいただく必要があること。

40 平成31年10月1日の消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう、政府に必要な体制を整備し、事業者の準備状況等を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための対応を進めているところであるが、これに関し、各地方公共団体においては、「消費税軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組の推進について」（平成29年4月26日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、国等と十分に連携を図りつつ、広報・周知、事業者等からの相談への対応、軽減税率制度実施協議会の開催や運営への協力など、制度の円滑な導入に向けた各般の施策の実施につき、適切に対応されたい。

41 「平成30年度税制改正大綱」（平成29年12月14日自由民主党・公明党決定）において、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設するための森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されていることを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされている。

#### 第4 通常収支分の歳入歳出

##### 1 歳入

###### (1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成30年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として213億円の増収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを210億円の増収、国の税制改正の影響に伴うものを3億円の増収と見込んでいること。
- ② 平成30年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し3,631億円、0.9

%増の39兆4,294億円（道府県税にあつては1.7%の減、市町村税にあつては3.2%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割9.0%の減、法人税割3.9%の増、法人事業税2.4%の減、地方消費税2.3%の増、市町村民税のうち所得割8.1%の増、法人税割2.4%の増、固定資産税（交付金を除く。）0.5%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

なお、道府県民税及び市町村民税のうち所得割については、平成29年度税制改正による県費負担教職員制度の見直しに伴う指定都市所在道府県から指定都市への税源移譲が、平成30年度分個人住民税から適用となる影響が生じていること。

- ③ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- ④ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

## (2) 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆5,754億円（前年度比390億円、1.5%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,514億円（同46億円、1.8%減）、石油ガス譲与税80億円（同3億円、3.6%



減)、航空機燃料譲与税 1 4 9 億円(前年度同額)、自動車重量譲与税 2, 6 7 5 億円(前年度比 1 1 5 億円、4. 5 %増)、特別とん譲与税 1 2 5 億円(前年度同額)及び地方法人特別譲与税 2 兆 2 1 1 億円(前年度比 3 2 4 億円、1. 6 %増)となっている。

### (3) 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な 1, 5 4 4 億円(前年度比 2 1 6 億円、1 6. 3 %増)である。

### (4) 地方交付税

平成 3 0 年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の 3 3. 1 %相当額、酒税の 5 0 %相当額並びに消費税の 2 2. 3 %相当額の合計額 1 4 兆 6, 5 8 3 億円(平成 2 0 年度、平成 2 1 年度及び平成 2 8 年度補正予算に係る精算額 2, 3 5 5 億円を減額した後の額)に国の一般会計における加算額 7, 0 2 2 億円(既往法定分等(5, 3 6 7 億円)及び臨時財政対策特例加算(1, 6 5 5 億円)の合計額)を加えた 1 5 兆 3, 6 0 6 億円であり、前年度当初予算に比し 7 3 7 億円、0. 5 %の減となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額 6, 5 3 3 億円、交付税特別会計剰余金の活用額 7 5 0 億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額 4, 0 0 0 億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額 4, 0 0 0 億円及び支払利子額 8 0 4 億円を減額した 1 6 兆 8 5 億円であり、前年度当初予算に比し 3, 2 1 3 億円、2. 0 %の減となっている(別添資料第 6)。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

#### ① 普通交付税

##### ア 基準財政需要額

(ア) 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1 兆円)については、「地

域の元気創造事業費」（４，０００億円程度、うち１００億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（６，０００億円程度）において措置することとしていること。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、平成２９年度から３年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ１，０００億円シフトすることとしており、平成３０年度は「取組の必要度」に応じて４，３４０億円程度（道府県分１，４５０億円程度、市町村分２，８９０億円程度）、「取組の成果」に応じて１，６６０億円程度（道府県分５５０億円程度、市町村分１，１１０億円程度）を算定することとしていること。

また、「地域の元気創造事業費」の算定においては、平成２９年度から３年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ１，０００億円シフトすることとしており、平成３０年度は「行革努力分」として２，３４０億円程度（道府県分５９０億円程度、市町村分１，７５０億円程度）、「地域経済活性化分」として１，５６０億円程度（道府県分３９０億円程度、市町村分１，１７０億円程度）を算定することとしていること。

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

(イ) 地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の廃止に対応し、「地域経済・雇用対策費」による算定及び既存費目の単位費用への算入による算定を廃止することとしていること。

(ウ) 保育所における障害児の受入れ及びこれに伴う保育士の配置の実態を踏まえ、障害児保育に要する経費については、４００億円程度を増額して８００億円程度を算定することとし、社会福祉費及び包括算定経費における算定（社会福祉費において保育所在籍児童数を用いた密度補正を適用）から、社会福祉費における算定（受入障害児数を用いた密度補正を適用）に変更することとしていること。

(エ) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成28年度又は平成29年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映することとしていること。

また、新たに、その他の教育費における図書館及び社会体育施設に要する経費について人口密度に応じた補正の適用、保健衛生費における保健福祉に係る住民サービスのための経費を算定する経常態容補正について本庁からの距離に応じた経費の割増並びに商工行政費、地域振興費及び包括算定経費における単位費用の見直しを行うこととし、平成30年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとしていること。

(オ) 基準財政需要額の増減は、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかんがりの差が生じるものと見込まれること。

#### イ 基準財政収入額

(ア) 一般的に、道府県分にあつては地方消費税及び道府県民税所得割の増、法人事業税の減が見込まれ、市町村分にあつては地方消費税交付金及び市町村民税所得割の増、市町村たばこ税の減が見込まれること。

(イ) 基準財政収入額の見積もりに当たっては、地方消費税の清算基準の見直し等地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

特に、地方消費税交付金については、清算基準の見直しに対応し、平成30年度に限り、当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とすることとしていること。

(ウ) 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲（平成29年度地方税制改正）に

よる影響額については、基準財政収入額に100%算入することであること。具体的には、平成30年度から当分の間、指定都市を包括する道府県の所得割に係る基準財政収入額の算定においては、税源移譲前の算定方法による基準財政収入額から今回の税源移譲による影響額の全額を控除し、指定都市の所得割に係る基準財政収入額の算定においては、税源移譲前の算定方法による基準財政収入額に今回の税源移譲による影響額の全額を加算することであること。また、平成29年度に引き続き道府県から指定都市に交付される道府県民税所得割臨時交付金については、交付見込額の全額を道府県の基準財政収入額から控除するとともに、収入見込額の全額を指定都市の基準財政収入額に加算することであること。なお、退職所得の分離課税に係る所得割の税率を当分の間据え置くことに伴い道府県から指定都市に交付される分離課税所得割交付金については、当分の間、交付見込額の全額を道府県の基準財政収入額から控除するとともに、収入見込額の全額を指定都市の基準財政収入額に加算することであること。

(エ) 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には、減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(オ) 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成29年度に比し個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分は±0.0%程度、市町村分は1.0%程度の増、包括算定経費にあつては、道府県分5.5%程度の減、市町村分5.5%程度の減と見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

## ② 特別交付税

ア 平成30年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、平成29年度当初予算に比し2.0%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成29年度において、災害対策等年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目、震災復興特別交付税及び過疎対策事業債との二重計上がないか等について十分点検いただくほか、このような二重計上等がないよう特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

## (5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、社会保障の充実分を含む社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上1.1%程度の増になるものと見込まれる。

また、平成30年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もっていただきたい。

## (6) 地方債

平成29年12月22日に公表した平成30年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等

の適正管理、防災・減災対策の強化及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとしている。

その総額は1兆6,456億円（前年度比199億円、0.2%増）を見込んでいる。

このうち、普通会計分は9兆2,186億円（同279億円、0.3%増）、公営企業会計等分は2兆4,270億円（同80億円、0.3%減）を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債において、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化事業を追加することとし、4,320億円を見込んでいること。

② 過疎対策事業債については、公共施設の適正管理を推進するため充実することとし、4,600億円（前年度比100億円、2.2%増）を見込んでいること。

辺地対策事業債についても、公共施設の適正管理を推進するため485億円（前年度比10億円、2.1%増）を見込んでいること。

③ 地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債については、5,000億円（前年度同額）を見込んでいること。

④ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合を確保するとともに、市町村（指定都市を除く。）の臨時財政対策債に対しては、原則として全額公的資金を配分することとしていること。

⑤ 財政融資資金については、辺地対策事業（義務教育諸学校施設）及び過疎対策事業（義務教育諸学校及び高等学校施設）における償還期間を25年以内（うち据置3年以内）に延長するとともに、防災対策事業（自然災害防止事業）に対しては、同資金を配分することとし、その償還期間は30年以内（うち据置5年以内）とすることとしていること。

⑥ 地方公共団体金融機構資金については、「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）附則第25条に基づく地方公共団体金融機

構の業務の在り方全般に関する検討の結果を踏まえ、現行制度に係る同機構の枠組みの下で、引き続き所要額を確保することとしていること。

また、過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）に同資金を配分することとし、その償還期間は原則として公営企業債の簡易水道事業及び下水道事業と同様とすることとしていること。

- ⑦ 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）等を踏まえ、地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を推進するため、平成30年度から平成35年度までの間、当該事業に貸付けられた旧資金運用部資金及び旧公営企業金融公庫資金の一部について、補償金免除繰上償還を行うこととし、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）について、所要の改正が予定されていること。

なお、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還の財源については、総額15億円の範囲内において、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとしていること。

- ⑧ 満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われたいこと。

- ⑨ 既存施設の補修・改修に係る事業であって、施設の長寿命化や機能強化に資する事業に要する経費については、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

また、施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

(7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆6,091

億円（前年度比9.3億円、0.6%減）になるものと見込んでいる。

## 2 歳出

### (1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、84人の純減としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う2,976人の減員に対して、1,595人の改善増を見込むことにより、全体として1,381人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、2,352人の減員を見込んでいること。

イ 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員）については、地方財政計画上、3,149人の増員としていること。

ウ 消防職員については、地方財政計画上、消防防災行政の状況等を勘案し、500人の増員としていること。

② 地方財政計画上の退職手当については、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、地方公務員についても同様の引下げを見込むこと等により、前年度に比し3.9%減の1兆5,831億円計上することとしていること。

③ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。

④ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）に基づき国家公務員における給与制度の総合的見直しを踏まえた見直しを引き続き推進するよう要請したところであり、地方財政計画上の給料単価等については、地方公共団体において、国家公務員における給与制度の総合的見直しと同様の見直しが見込まれるものとして見込んでいること。



## (2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増加等を反映して計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出403億円を減じ、1兆614億円（前年度比401億円、0.3%増）を計上することとしていること。上記403億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,494億円、都道府県繰入金6,469億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,089億円を合算した1兆5,052億円（前年度比16億円、0.1%減）を計上することとしていること。
- ③ 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。  
また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助、私立幼稚園の預かり保育推進事業費補助及び私立幼稚園教員の人材確保支援事業費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。  
なお、私立専修学校高等課程における経済的理由により就学困難な生徒の経済的負担軽減のための授業料軽減費について、都道府県が補助する際の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしていること。
- ④ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成30年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

## (3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 国の公共事業関係費は前年度比0.0%増とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金について、5,600億円程度（前年度比約0.4%増）、補助事業費について、5兆2,500億円程度（前年度比約1.6%増）となる見込みであること。また、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、前年度に比し約1.4%の増となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充した上で、前年度に比し37.1%増の4,800億円を計上することとしていること。これを含め、全体で前年度に比し3.2%増の5兆8,076億円を計上することとしていること。

#### (4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上前年度に比し3.0%程度の減を見込むこととしている。

#### (5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案するとともに、公共施設等の適正管理の推進に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費として250億円を増額し、全体として、地方財政計画上、前年度に比し3.8%程度の増を見込むこととしている。

#### (6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、地方公営企業法等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

## 第5 東日本大震災分の歳入歳出

## 1 復旧・復興事業

### (1) 歳入

#### ① 震災復興特別交付税

ア 復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置する震災復興特別交付税については、4, 227億円（平成29年度震災復興特別交付税に係る年度調整分970億円を含む。）を計上することとしている。

イ 震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（平成27年9月7日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、震災復興特別交付税の精算が適切になされているか十分点検いただくとともに、算定対象とならない経費や過去に計上した経費を含めて基礎数値を回答することがないよう、震災復興特別交付税の担当者だけでなく、事業の担当者等も回答内容を確認するなど適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ 震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算するとともに、新規算定額から減額できない額については、返還する必要があることにご留意いただきたい。

#### ② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として77億円計上することとしている。

#### ③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費6, 700億円程度を見込んでいる。

#### ④ 地方債

平成30年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第10）においては、復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額に充てるための地方債を含め総額53億円を見込んでおり、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は32億円、公営企業会計等分は21億円を見込

んでいる。

(2) 歳出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費  
9, 800 億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、624 億円を計上することとしており、そ  
の内訳は以下のとおりである。

ア 単独災害復旧事業に係る経費（202 億円）

イ 地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従  
事させるための職員採用に係る経費等（422 億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

地方税法等に基づく特例措置分129 億円、条例減免分62 億円、復興  
特区法等に基づく特例措置分212 億円を合算した403 億円を計上す  
ることとしている。地方税等の減収分見合い歳出403 億円については、  
通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災復興特別交付  
税で補填されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計上  
しているものである。

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による  
収入見込額として728 億円を計上することとしている。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源  
充当分として306 億円を計上することとしている。

(2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を1, 035 億  
円計上することとしている。

## 第6 地方公営企業

1 人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など地方公営企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討並びに経営戦略の策定を推進するとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や管理者の設置の有無等の記載を追加した経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしているので、各公営企業におかれては、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を踏まえ、各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、現在行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であること。
- (2) 各公営企業においては、抜本的な改革の検討を行った上で、中長期的な基本計画である経営戦略を早期に策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。

抜本的な改革の検討等については、公営企業の経営に精通した人材を活用した経営支援活動に要する経費について特別交付税措置を講じることとしていること。また、経営戦略の策定に要する経費については、平成30年度までを期限として特別交付税措置を講じることとしていること。当該措置においては、水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、重点的な支援を講じることとしていること。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る特別交付税措置については、経営戦略を策定していることを要件としていること。

- (3) 抜本的な改革の検討に資するよう、各公営企業における抜本的な改革の取組状況について調査・公表するとともに、先進・優良事例集を更新することとしているので、積極的に活用されたいこと。
- (4) 抜本的な改革の推進に当たり、上・下水道事業については、「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」（平成29年3月22日）における広域化等及び民間活用の留意点等を踏まえ、広域化等を推進するとともに、公共施設等運営権制度を含むPPP/PFI手法の導入や民間委託の

拡充など更なる民間活用を推進されたいこと。特に、水道事業の広域化等については、「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」（平成28年2月29日付け総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長通知）を踏まえ、各都道府県における広域化等の検討体制を活用し、先進的な取組を行っている他の道府県の検討状況を参考にしつつ、できる限り平成30年度までを目途に検討し、その結果の公表を行うこと。また、下水道事業の広域化等については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長等通知）を踏まえ、平成30年度中の可能な限り早期に「広域化・共同化計画」の検討体制を構築し計画策定に着手すること。

なお、広域化等や民間活用の検討に時間を要する場合は、その必要性や基本的な方向性を明記した経営戦略を策定し、その後、具体的な内容が取りまとめられた段階で改めて経営戦略に追加、反映するなどの段階的な対応も考えられること。

(5) 抜本的な改革の推進に当たり、病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した新公立病院改革プランに基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組むこと。

(6) 「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、平成31年度までの集中取組期間において、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として公営企業会計への移行に適切に取り組むこと。なお、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

また、経営比較分析表について、新たに病院事業、観光施設（休養宿泊施設）事業及び駐車場整備事業を作成・公表対象事業とするなど、公営企

業の「見える化」を推進していくこととしているので、抜本的な改革の検討及び経営戦略の策定に積極的に活用されたいこと。

2 公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要の地方債資金の確保を図ることとしていること。

(2) 水道事業については、簡易水道事業の統合推進に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。また、統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、地方財政措置を講じることとしていること。

(3) 病院事業については再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じることとしていること。

(注釈) この事務連絡における以下の語句の意味は、それぞれ次のとおり。

ア. 「地方交付税措置」…次のいずれかの措置（ウ. に該当するものを除く）

①普通交付税措置

②普通交付税措置及び特別交付税措置

イ. 「特別交付税措置」…特別交付税措置（ウ. に該当するものを除く）

ウ. 「地方財政措置」…地方債の元利償還金に対する普通交付税措置又は特別交付税措置等（併せて、ア. 又はイ. の措置が講じられる場合を含む）

エ. 「第三セクター等」…第三セクター、地方公社、地方独立行政法人又は組合等のいずれかに該当する団体

## 平成 30 年度予算編成の基本方針

平成 29 年 12 月 8 日  
閣 議 決 定

### 1. 基本的考え方

- ① 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成 27 年 10 月からはアベノミクスの第 2 ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目 GDP 600 兆円、希望出生率 1.8、介護離職ゼロ）を打ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。
- ② これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDP は名目、実質ともに増加しており、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつある。
- ③ 他方、経済の先行きについては、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。
- ④ また、我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。



⑤ 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指す。このため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を推進するとともに、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を併せて示す。

⑥ 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

⑦ 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。

## 2. 予算編成についての考え方

- ① 平成 30 年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。あわせて、年末に向けて、追加的財政需要に適切に対処するため、平成 29 年度補正予算を編成する。

- ② 誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、一億総活躍社会実現の取組を加速する。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。

- ③ 平成 30 年度予算は、「経済・財政再生計画」（「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）第 3 章）における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- ④ 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、政策効果が乏

しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換する考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、地方自治体も含めた「見える化」の徹底・拡大や優良事例の全国展開に取り組む。また、PDCAサイクル（計画（Plan）－実施（Do）－点検・評価（Check）－施策の改善（Action）のサイクル）の実効性を高めるため、証拠に基づく政策立案（EBPM, Evidence-based Policymaking）の視点を踏まえ、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

## 平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔平成29年12月19日  
閣議了解〕

## 1. 平成29年度の経済動向及び平成30年度の経済見通し

## (1) 平成29年度及び平成30年度の主要経済指標

	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績見込み)	平成30年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成28年度		平成29年度		平成30年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	兆円 (名目) 539.3	兆円程度 (名目) 550.3	兆円程度 (名目) 564.3	1.0	1.2	2.0	1.9	2.5	1.8
民間最終消費支出	300.5	305.2	311.5	▲ 0.2	0.3	1.6	1.2	2.1	1.4
民間住宅	17.0	17.5	17.9	5.9	6.2	3.0	1.1	2.2	0.6
民間企業設備	83.6	87.6	92.3	0.4	1.2	4.8	3.4	5.3	3.9
民間在庫変動 ( )内は寄与度	▲ 0.3	▲ 0.2	0.7	(▲ 0.3)	(▲ 0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
財貨・サービスの輸出	88.6	96.5	102.5	▲ 3.4	3.4	9.0	4.8	6.2	4.0
(控除)財貨・サービスの輸入	83.3	92.3	97.9	▲ 9.5	▲ 1.1	10.8	3.3	6.1	3.4
内需寄与度				▲ 0.1	0.4	2.2	1.6	2.5	1.6
民間寄与度				▲ 0.1	0.3	1.7	1.3	2.2	1.5
公需寄与度				0.1	0.1	0.5	0.3	0.2	0.1
外需寄与度				1.1	0.8	▲ 0.2	0.3	0.1	0.1
国民総所得	556.3	570.5	585.7	0.4	0.9	2.6	1.8	2.7	1.8
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,681	6,735	6,759	0.7		0.8		0.4	
就業者数	6,479	6,546	6,580	1.0		1.0		0.5	
雇用者数	5,764	5,835	5,877	1.4		1.2		0.7	
完全失業率	% 3.0	%程度 2.8	%程度 2.7						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	1.1	4.7	2.7						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	▲ 2.3	2.6	2.3						
消費者物価指数・変化率	▲ 0.1	0.7	1.1						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.2	0.2	0.8						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	4.4	2.8	3.3						
貿易収支	5.8	3.7	3.1						
輸出	70.7	77.4	82.8	▲ 3.4		9.5		7.0	
輸入	64.9	73.7	79.7	▲ 10.9		13.6		8.2	
経常収支	20.4	21.4	22.8						
経常収支対名目GDP比	% 3.8	%程度 3.9	%程度 4.0						

(注) 消費者物価指数は総合である。

## **(2) 平成 29 年度の経済動向**

平成 29 年度の我が国経済をみると、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いている。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。

政府は、持続的な経済成長の実現に向け、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成 29 年 12 月 8 日に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。あわせて、追加的財政需要に適切に対処するため、平成 29 年度補正予算を編成する。雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、原油価格の上昇の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で上昇している。

この結果、平成 29 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 1.9%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は 2.0%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 0.7%程度の上昇と見込まれる。

## **(3) 平成 30 年度の経済見通し**

平成 30 年度の我が国経済は、海外経済の回復が続く下、後段で示す「2. 平成 30 年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成 30 年度の実質 GDP 成長率は 1.8%程度、名目 GDP 成長率は 2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

### **①実質国内総生産（実質 GDP）**

#### **(i) 民間最終消費支出**

雇用・所得環境の改善が進むことにより、増加する（対前年度比

1.4%程度の増)。

**(ii) 民間住宅投資**

緩和的な金融環境の下、おおむね横ばいで推移する(対前年度比0.6%程度の増)。

**(iii) 民間企業設備投資**

生産の増加や企業収益の改善等により、増加する(対前年度比3.9%程度の増)。

**(iv) 公需**

社会保障関係費の増加等により、増加する(実質経済成長率に対する公需の寄与度0.1%程度)。

**(v) 外需**

海外経済が回復していくことから増加する(実質経済成長率に対する外需の寄与度0.1%程度)。

**②実質国民総所得(実質GNI)**

海外からの所得が増加する中で、実質国民総所得(実質GNI)は実質GDP成長率と同程度の伸びとなる(対前年度比1.8%程度の増)。

**③労働・雇用**

雇用環境の改善が続く中で、女性や高齢者等を中心とした労働参加の拡大もあり、雇用者数は増加する(対前年度比0.7%程度の増)。完全失業率はやや低下する(2.7%程度)。

**④鉱工業生産**

輸出や国内需要の増加等から増加する(対前年度比2.7%程度の増)。

**⑤物価**

消費者物価(総合)上昇率は景気回復による需給の引き締まりの中で1.1%程度となる。こうした中でGDPデフレーターは引き続き上昇する(対前年度比0.8%程度の上昇)。

**⑥国際収支**

海外経済の回復を背景とした輸出の増加や、海外からの所得の増加等により、貿易・サービス収支、経常収支の黒字は増加する(経常収支対名目GDP比4.0%程度)。

- (注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 平成30年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。
- (注2) 世界GDP（日本を除く。）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成28年度 (実績)	平成29年度	平成30年度
世界GDP（日本を除く。）の 実質成長率（%）	2.9	3.4	3.4
円相場（円／ドル）	108.4	111.9	112.6
原油輸入価格（ドル／バレル）	47.3	55.5	61.6

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成29年11月8日～12月7日の期間の平均値（112.6円／ドル）で同年12月8日以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成29年11月8日～12月7日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（61.6ドル／バレル）で同年12月8日以後一定と想定。

- (注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

## 2. 平成30年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指す。

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けて取り組んでいく。世界に胎動する「生産性革命」を牽引し、これを世界に先駆けて実現することを、2020年度までの最重要課題と位置づけ、3年間を集中投資期間として期限を区切り、その実現に取り組む。また、「人づくり革命」は長期的な課題であるが、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。

成長と分配の好循環により、国民全体が成長を享受できる。「全世代型」の社会保障制度により、子育てや介護に対する不安なしに、誰にでも活躍の場があり、お年寄りも若者も安心して暮らすことができる社会を目指す。

財政健全化については、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、来年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を示す。平成30年度予算は、「経済・財政再生計画」<sup>1</sup>における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

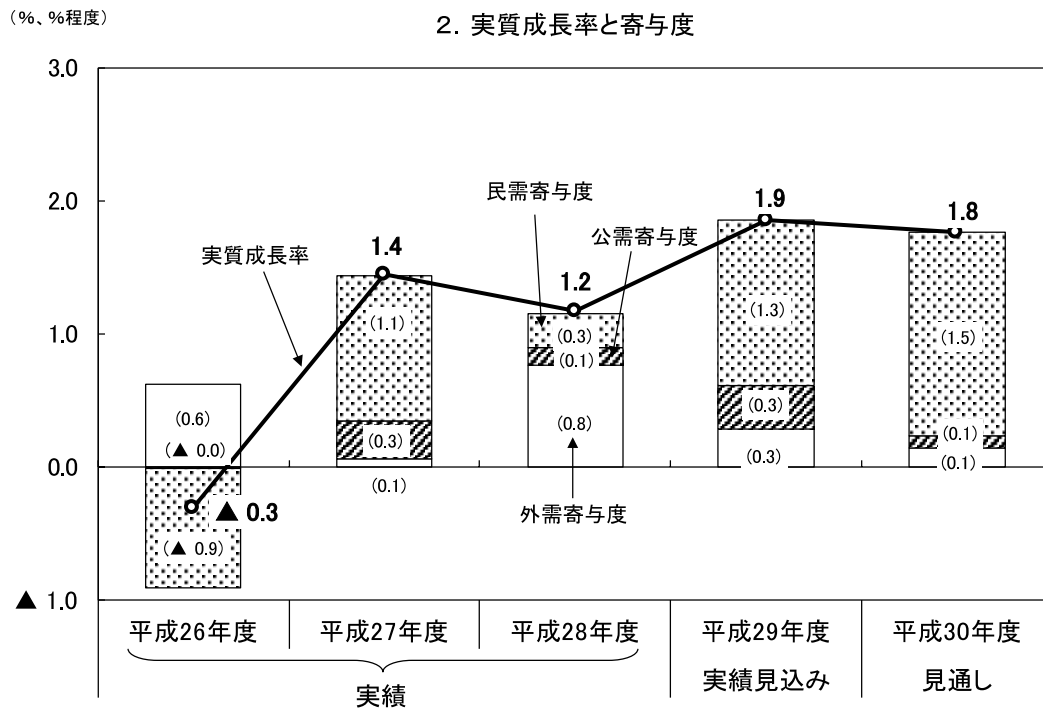
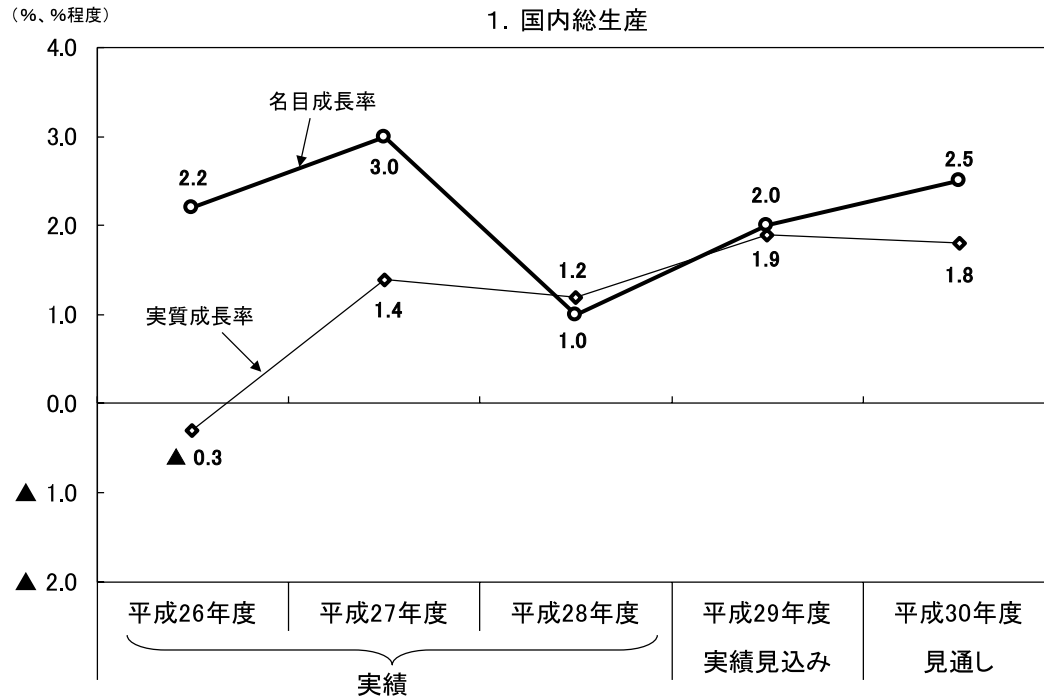
---

<sup>1</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）第3章



(参考)

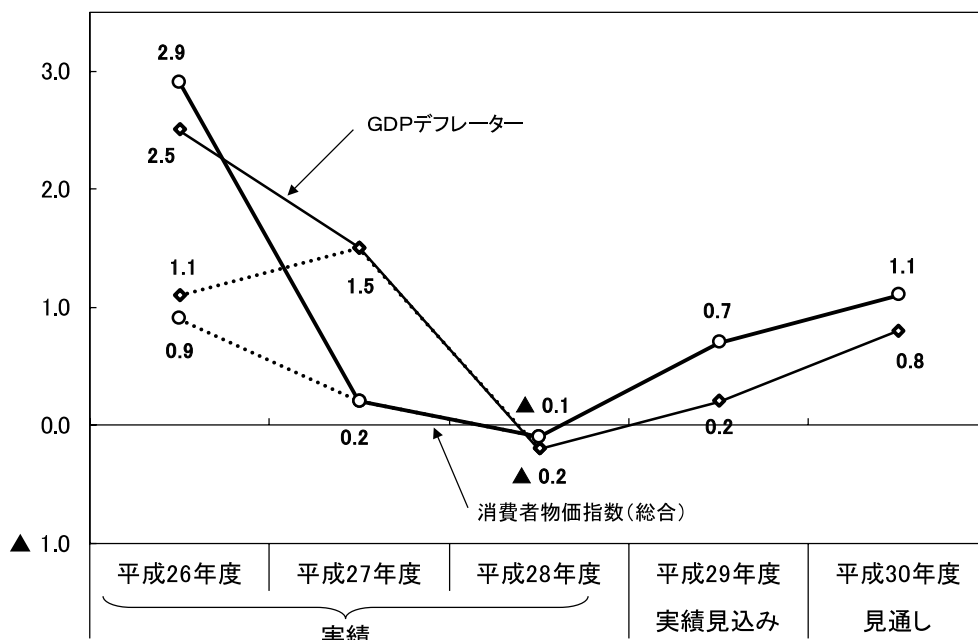
### 主な経済指標



※ 民間、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。( )内は寄与度。

(%、%程度)

### 3. 物価関係指数の変化率

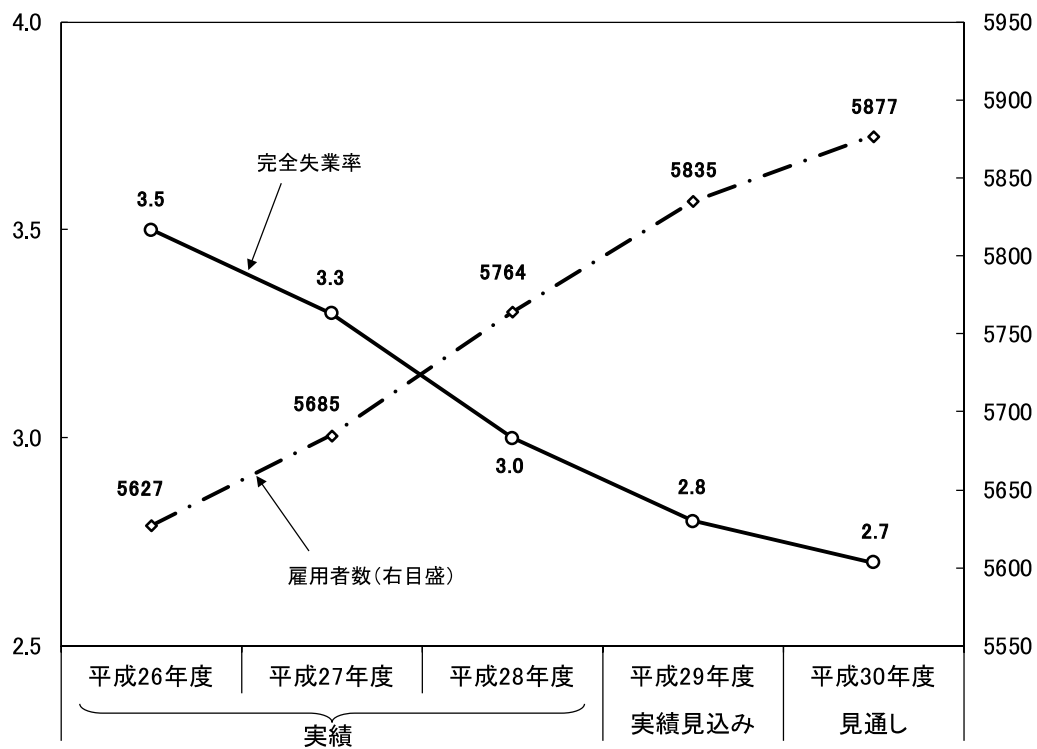


※ 平成26年度の点線は消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算した場合。

### 4. 完全失業率と雇用者数

(%、%程度)

(万人、万人程度)



## 資料3

## 平成30年度一般会計歳入歳出概算

平成29年12月22日  
(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初)(A)	平成30年度 概算額(B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	577,120	590,790	13,670	2.4
2. そ の 他 収 入	53,729	49,416	△ 4,313	△ 8.0
3. 公 債 金	343,698	336,922	△ 6,776	△ 2.0
(1) 公 債 金	60,970	60,940	△ 30	△ 0.0
(2) 特 例 公 債 金	282,728	275,982	△ 6,746	△ 2.4
合 計	974,547	977,128	2,581	0.3
歳 出				
1. 国 債 費	235,285	233,020	△ 2,265	△ 1.0
2. 一 般 歳 出	583,591	588,958	5,367	0.9
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	155,671	155,150	△ 521	△ 0.3
合 計	974,547	977,128	2,581	0.3

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成30年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前年度予算額 (当初) (A)	平成30年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
皇 室 費	62	99	36	58.6
国 会	1,405	1,426	21	1.5
裁 判 所	3,177	3,212	35	1.1
会 計 検 査 院	173	175	2	1.3
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	28,168	28,634	466	1.7
警 察 庁	3,185	3,151	△ 34	△ 1.1
総 務 省	161,772	160,969	△ 803	△ 0.5
うち地方交付税交付金等	( 155,671 )	( 155,150 )	( △ 521 )	( △ 0.3 )
法 務 省	7,504	7,638	134	1.8
外 務 省	6,926	6,967	41	0.6
財 務 省	253,804	251,757	△ 2,047	△ 0.8
う ち 国 債 費	( 235,285 )	( 233,020 )	( △ 2,265 )	( △ 1.0 )
文 部 科 学 省	53,097	53,093	△ 4	△ 0.0
厚 生 労 働 省	306,873	311,262	4,389	1.4
農 林 水 産 省	21,359	21,304	△ 56	△ 0.3
経 済 産 業 省	9,789	9,365	△ 423	△ 4.3
国 土 交 通 省	59,235	59,392	157	0.3
環 境 省	3,267	3,273	6	0.2
防 衛 省	51,251	51,911	660	1.3
予 備 費	3,500	3,500	—	—
合 計	974,547	977,128	2,581	0.3

平成30年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成30年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
社会保険関係費	324,735	329,732	4,997	1.5
文教及び科学振興費	53,567	53,646	79	0.1
うち科学技術振興費	( 13,045 )	( 13,159 )	( 114 )	( 0.9 )
国 債 費	235,285	233,020	△ 2,265	△ 1.0
恩給関係費	2,947	2,504	△ 443	△ 15.0
地方交付税交付金等	155,671	155,150	△ 521	△ 0.3
防衛関係費	51,251	51,911	660	1.3
公共事業関係費	59,763	59,789	26	0.0
経済協力費	5,110	5,089	△ 21	△ 0.4
中小企業対策費	1,810	1,771	△ 39	△ 2.2
エネルギー対策費	9,635	9,186	△ 448	△ 4.7
食料安定供給関係費	10,174	9,924	△ 250	△ 2.5
その他の事項経費	61,098	61,904	806	1.3
予 備 費	3,500	3,500	—	—
合 計	974,547	977,128	2,581	0.3

## 資料4

## 平成30年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目			平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税		394,294 億円	390,663 億円	0.9 %
	地 方 譲 与 税		25,754 億円	25,364 億円	1.5 %
	地 方 特 例 交 付 金		1,544 億円	1,328 億円	16.3 %
	地 方 交 付 税		160,085 億円	163,298 億円	▲ 2.0 %
	地 方 債		92,186 億円	91,907 億円	0.3 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債		39,865 億円	40,452 億円	▲ 1.5 %
	復 旧 ・ 復 興 事 業 分	▲ 77 億円	▲ 77 億円	0.0 %	
	一 般 財 源 災 害 事 業 分	▲ 306 億円	▲ 225 億円	36.0 %	
	歳 入 合 計	約	869,000 億円	866,198 億円	約 0.3 %
	「 一 般 財 源 」		621,159 億円	620,803 億円	0.1 %
( 水 準 超 経 費 を 除 く )		602,759 億円	602,703 億円	0.0 %	
歳 出	給 与 関 係 経 費	約	203,100 億円	203,209 億円	約 ▲ 0.1 %
	退 職 手 当 以 外	約	187,300 億円	186,737 億円	約 0.3 %
	退 職 手 当	約	15,800 億円	16,472 億円	約 ▲ 4.1 %
	一 般 行 政 経 費	約	370,600 億円	365,590 億円	約 1.4 %
	う ち 補 助 分	約	202,400 億円	197,809 億円	約 2.3 %
	う ち 単 独 分	約	140,600 億円	140,213 億円	約 0.3 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費		10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 重 点 課 題 対 応 分		2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 費		- 億円	1,950 億円	皆減
	公 債 費	約	122,100 億円	125,902 億円	約 ▲ 3.0 %
	維 持 補 修 費	約	13,100 億円	12,621 億円	約 3.8 %
	投 資 的 経 費	約	116,200 億円	113,570 億円	約 2.3 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分	約	58,100 億円	57,273 億円	約 1.4 %
	う ち 単 独 分	約	58,100 億円	56,297 億円	約 3.2 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費		5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費		4,800 億円	3,500 億円	37.1 %
	公 営 企 業 繰 出 金	約	25,600 億円	25,256 億円	約 1.4 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約	15,800 億円	15,863 億円	約 ▲ 0.4 %
	水 準 超 経 費		18,400 億円	18,100 億円	1.7 %
	歳 出 合 計	約	869,000 億円	866,198 億円	約 0.3 %
( 水 準 超 経 費 を 除 く )	約	850,600 億円	848,098 億円	約 0.3 %	
地 方 一 般 歳 出	約	712,700 億円	706,333 億円	約 0.9 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

## 平成30年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

## (1) 復旧・復興事業

項 目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳入	震災復興特別交付税	4,227 億円	4,503 億円	▲ 6.1 %
	国庫支出金	約 6,700 億円	8,059 億円	約 ▲ 16.9 %
	地方債	32 億円	161 億円	▲ 80.1 %
	一般財源充当分	77 億円	77 億円	0.0 %
計		約 11,100 億円	12,842 億円	約 ▲ 13.6 %
歳出	直轄・補助事業費	約 9,800 億円	11,406 億円	約 ▲ 14.1 %
	地方単独事業費	1,026 億円	1,231 億円	▲ 16.7 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	403 億円	389 億円	3.6 %
	計	約 11,100 億円	12,842 億円	約 ▲ 13.6 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

## (2) 全国防災事業

項 目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	728 億円	720 億円	1.1 %
	一般財源充当分	306 億円	225 億円	36.0 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	1,035 億円	946 億円	9.4 %
歳出	公債費	1,035 億円	946 億円	9.4 %
	計	1,035 億円	946 億円	9.4 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

## 平成30年度地方交付税総額算定基礎

(単位:億円、%)

区 分	平成30年度 当初予算額 A	平成29年度			増 減 額		増 減 率		
		当初予算額 B	補正額 C	補 正 後 B + C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所 得 税 (ア)	190,200	179,480	-	179,480	10,720	10,720	6.0	6.0
	法 人 税 (イ)	121,670	123,910	-	123,910	-2,240	-2,240	-1.8	-1.8
	酒 税 (ウ)	13,110	13,110	-	13,110	0	0	0.0	0.0
	消 費 税 (エ)	175,580	171,380	-	171,380	4,200	4,200	2.5	2.5
一 般 会 計	(ア)×33.1%	62,956	59,408	-	59,408	3,548	3,548	6.0	6.0
	(イ)×33.1%	40,273	41,014	-	41,014	-741	-741	-1.8	-1.8
	(ウ)×50%	6,555	6,555	-	6,555	0	0	0.0	0.0
	(エ)×22.3%	39,154	38,218	-	38,218	937	937	2.5	2.5
	小 計	148,938	145,195	-	145,195	3,743	3,743	2.6	2.6
	前々年度国税4税決算精算分	-	-1,455	-	-1,455	1,455	1,455	皆減	皆減
	当該年度精算分	-2,244	-1,455	-	-1,455	-789	-789	54.3	54.3
	後年度繰延べ	2,244	-	-	-	2,244	2,244	皆増	皆増
	平成20、21、28年度補正予算精算分	-2,355	-2,355	-	-2,355	0	0	0.0	0.0
	小 計(法定率分等)	146,583	141,385	-	141,385	5,198	5,198	3.7	3.7
	既往法定加算等	5,367	6,307	-	6,307	-940	-940	-14.9	-14.9
	臨時財政対策特例加算額	1,655	6,651	-	6,651	-4,995	-4,995	-75.1	-75.1
	計 (一般会計繰入れ)	153,606	154,343	-	154,343	-737	-737	-0.5	-0.5
	特 別 会 計	地方法人税法定率分	6,533	6,439	-	6,439	94	94	1.5
前々年度決算精算分		-	-64	-	-64	64	64	皆減	皆減
当該年度精算分		-1	-64	-	-64	63	63	-98.1	-98.1
後年度繰延べ		1	-	-	-	1	1	皆増	皆増
返 還 金		-	-	-	-	-	-	-	-
特別会計借入金償還額		-4,000	-4,000	-	-4,000	0	0	0.0	0.0
特別会計借入金利子充当分		-804	-820	-	-820	16	16	-2.0	-2.0
特別会計剰余金の活用		750	3,400	-	3,400	-2,650	-2,650	-77.9	-77.9
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000	4,000	-	4,000	0	0	0.0	0.0	
計	160,085	163,298	-	163,298	-3,213	-3,213	-2.0	-2.0	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。



## 平成30年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交付金名	30年度	29年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	601.6	621.0	△ 19.4	△ 3.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	283.4	283.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	72.0	72.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,178.0	1,195.7	△ 17.7	△ 1.5
特定防衛施設周辺整備調整交付金	370.2	344.2	26.0	7.6
石油貯蔵施設立地対策等交付金	54.4	54.5	△ 0.1	△ 0.2

## 平成30年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	16,443	33	0.2
2 公営住宅建設事業	1,130	1,130	0	0.0
3 災害復旧事業	873	873	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,245	1,245	0	0.0
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	22,634	21,927	707	3.2
(1) 一般	2,332	2,795	△ 463	△ 16.6
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
(1) 辺地対策	485	475	10	2.1
(2) 過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	50,734	49,884	850	1.7
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	5,043	346	6.9
2 工業用水道事業	216	247	△ 31	△ 12.6
3 交通事業	1,327	1,611	△ 284	△ 17.6
4 電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5 港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7 市場事業・と畜場事業	358	235	123	52.3
8 地域開発事業	745	622	123	19.8
9 下水道事業	12,298	11,904	394	3.3
10 観光その他事業	169	134	35	26.1
計	25,057	25,121	△ 64	△ 0.3
合 計	75,791	75,005	786	1.0

(単位：億円、%)

項 目		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		( 276 )	( 266 )	( 10 )	( 3.8 )
総 計		( 276 ) 116,456	( 266 ) 116,257	( 10 ) 199	( 3.8 ) 0.2
内 訳	普 通 会 計 分	92,186	91,907	279	0.3
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,270	24,350	△ 80	△ 0.3
資 金 区 分					
公 的 資 金		45,848	46,609	△ 761	△ 1.6
財 政 融 資 資 金		28,066	28,545	△ 479	△ 1.7
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		17,782	18,064	△ 282	△ 1.6
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )		( 276 )	( 266 )	( 10 )	( 3.8 )
民 間 等 資 金		70,608	69,648	960	1.4
市 場 公 募		38,200	38,200	0	0.0
銀 行 等 引 受		32,408	31,448	960	3.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 資料9

## 平成30年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

## 【地方公務員共済組合】

区 分		都道府県 一般職	公立学校		警 察		市町村 一般職	
			義 務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職		
長期	給料	128.6667%	114.3416%		141.0655%		126.7805%	
	期末手当等	98.4495%						
	公経済	39.0%						
追 加 費 用		47.6%	59.0%	35.9%	31.5%	28.0%	25.4%	
短期	給料	66.71%	59.23%		63.52%		71.88%	
	短期+福祉	58.02%	51.72%		53.97%		62.91%	
	育休介護手当金	0.04%	0.08%		0.04%		0.06%	
	介護納付金	8.65%	7.43%		9.51%		8.65%	
	特別財政調整	—	—		—		0.26%	
	期末手当等	51.05%	51.00%		44.33%		55.82%	
	短期+福祉	44.40%	44.54%		37.67%		48.85%	
	育休介護手当金	0.03%	0.07%		0.03%		0.05%	
	介護納付金	6.62%	6.39%		6.63%		6.72%	
	特別財政調整	—	—		—		0.20%	
	事 務 費		240円	240円		240円		12,130

(備考) 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

## 【地方議会議員共済会】

区 分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給 付 費	20.4/100	38.2/100	38.2/100
事 務 費	18,293円	11,378円	13,129円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

## 平成30年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	30	158	△ 128	△ 81.0
	災害復旧事業	9	18	△ 9	△ 50.0
	一般単独事業	2	3	△ 1	△ 33.3
公営企業債					
	市場事業・と畜場事業	0	1	△ 1	△ 100.0
	下水道事業	12	8	4	50.0
国の予算等貸付金債		( 4 )	( 5 )	( △ 1 )	( △ 20.0 )
総 計		( 4 )	( 5 )	( △ 1 )	( △ 20.0 )
		53	188	△ 135	△ 71.8
内 訳	普 通 会 計 分	32	161	△ 129	△ 80.1
	公 営 企 業 会 計 等 分	21	27	△ 6	△ 22.2
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	36	135	△ 99	△ 73.3
	地方公共団体金融機構資金	17	53	△ 36	△ 67.9
	( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	( 4 )	( 5 )	( △ 1 )	( △ 20.0 )

## その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。